

報告第10号

専決処分の報告について《丹後王国展望台跡地等整備工事請負契約の変更について》

変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月12日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第9号

専決処分書

変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月6日

京丹後市長 中山 泰

丹後王国展望台跡地等整備工事請負契約の変更について

令和7年3月27日京丹後市議会（3月定例会）において議決のあった丹後王国展望台跡地等整備工事請負契約の一部を下記のとおり変更する。

記

契約金額中「260,519,600円」を「275,000,000円」に、「23,683,600円」を「25,000,000円」に変更する。

(参考資料)

1 工事概要

丹後王国展望台跡地等整備工事について、現場精査により必要となった項目の追加及び数量等を変更する。

(1) 主な変更の概要

- ア 法面の一部に湧水処理対策としてかご枠を追加、併せて、かご枠施工のための仮設道路を追加変更
- イ 構造物撤去工において、実施数量に基づき、木材処分量を増とする変更
- ウ 植生工において、既存植生に植生不良が見られることから植生マット工の面積を増とする変更